

地域を越えて情報を交換しネットワークを  
つくるために利用できる施設

◆福岡県男女共同参画センター「あすばる」

〒816-0804 春日市原町3-1-7クローバープラザ内 ☎092-584-1261 FAX092-584-1262

◆福岡市男女共同参画推進センター「アミカス」

〒815-0083 福岡市南区高宮3-3-1 ☎092-526-3755 FAX092-526-3766

◆那珂川町男女共同参画推進センター「あいなか」(人権政策課男女共同参画担当)

〒811-1292 那珂川町西隈1-1-1(勤労青少年ホーム内) ☎092-953-2211 FAX092-953-0688

相 談 窓 口

・DV相談・ ※すべて年末年始を除く

◆ちくし女性ホットライン ☎092-513-7335

(月・水～金／12:00～19:00 土／10:00～17:00 ※祝日を除く)

◆配偶者暴力相談支援センター(筑紫) ☎092-584-0052

(月～金／8:30～17:15 ※祝日を除く)

◆福岡県配偶者からの暴力相談電話 ☎092-663-8724

(月～金／17:00～24:00 土・日・祝／9:00～24:00)

◆男性DV被害者のための相談ホットライン ☎092-571-1462

(水・木／17:00～20:00 金／12:00～16:00 ※祝日を除く)

◆LGBTの方のDV被害者相談ホットライン ☎080-2701-5461

(第2火曜日／12:00～16:00 第4火曜日／17:00～20:00 ※祝日を除く)

・総合相談・

◆福岡県あすばる女性相談ホットライン ☎092-584-1266

(9:00～17:00 ※金曜日のみ18:00～20:30も可 ※祝日、年末年始、8月13日～15日を除く)

・性暴力・犯罪被害者相談・

◆性暴力被害者支援センター・ふくおか ☎092-762-0799

(365日／24時間 年中無休)

◆福岡県警察 犯罪被害者相談電話 ☎092-632-7830

「ミズ・リリーフ・ライン」(犯罪被害にあわれた方々の心のケア)

(月～金／9:00～17:45 ※祝日、年末年始を除く)

・人権相談・

◆福岡法務局筑紫支局 ☎092-922-2881

(月～金／8:30～17:15 ※祝日、年末年始を除く)

2018年版  
第12号  
男女共同参画  
啓発冊子

サンカク でみんなの

ワ

をつなごう！

# パートナー21



2017年度男女共同参画に関する作品  
安徳北小学校 3年 内野 結心 さん

## CONTENTS

● ごあいさつ	● 住民意識アンケート	6
● 男女共同参画優秀作品の紹介	● 那珂川町男女共同参画審議会	8
● 講演会・講座報告	● ご存じですか？	9
● 子育て応援宣言企業 紹介		

## 2017(平成29)年度 男女共同参画優秀作品の紹介

### ごあいさつ

町民の皆さんにおかれましては、日頃より本町のまちづくりにご理解とご協力をいただき、心より感謝を申し上げます。

私どもは、常に町民の目線に立ち、誰もが平等で安心して暮らせるまちづくりを進めているところでございます。女性に係る施策につきましては1986年に担当を配属し、以後、本町での男女共同参画社会の実現を目指し、那珂川町男女共同参画推進条例の施行や男女共同参画推進センター「あいなか」の開所、講演会や講座の開催など、さまざまな施策を行ってまいりました。2017年度は、「第2次那珂川町男女共同参画プラン」の推進状況の検証を行い、「第2次那珂川町男女共同参画プラン後期基本計画」としてまとめ、2018年度から新たな施策の一歩を踏み出すことにしております。

本書は、男女共同参画に係る本町の取り組みやワークライフバランスの視点から男女共同参画を推進しておられる町内企業の取り組み、また、男女が共に理解し合い明るい未来を築くための情報を収録したもので、町民の皆さまの理解を促し男女共同参画社会実現の一助になれば、幸いと考えております。

最後になりますが、那珂川町は2018年10月の市制施行を目指して、職員一丸となり準備を進めているところでございます。今後とも、町民の皆さんとともに、町の将来像である「自然と人がとけあう 活力あふれるまち なかがわ」の実現に向けたまちづくりを行っていく所存でございますので、ご協力くださいますようお願い申し上げ、あいさつといたします。

2018年3月

那珂川町長 武末 茂喜

「男女がともに 自分らしく 輝いて生きるまち なかがわ」の実現を目指し、男女共同参画をテーマとした作品を募集しました。ポスター93点、標語188点、合計281点の応募がありました。厳正な審査の結果、次の5点が優秀作品に選ばれました。

### ポスターの部

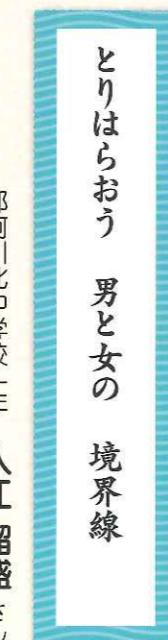


安徳北小学校 3年  
内野 結心 さん

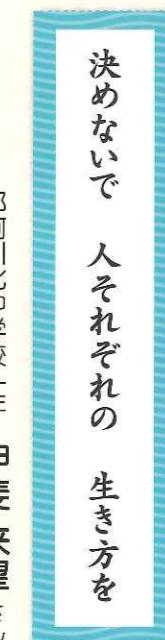


安徳小学校 6年  
矢壁 愛海 さん

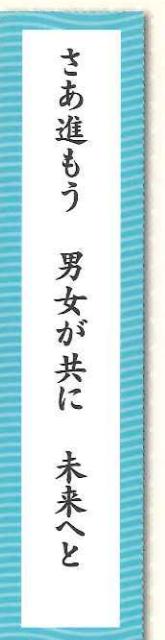
### 標語の部



那珂川北中学校二年 入江 瑞盛 さん



那珂川北中学校一年 甲斐 来望 さん



南畠小学校五年 三苦 敬祐 さん

# 講演会・講座報告

那珂川町では、男女共同参画社会の実現を目指し、講演会や講座を開催しています。

講演会  
7月2日  
(日)



## テーマ 男女でともに進める地域づくり

講師:松田 美幸さん(福岡県男女共同参画センター「あすばる」元センター長)

講演会では、海外と比較した日本の女性活躍や男女共同参画の課題など、データも交えて分かりやすく話していただきました。「性別による思いこみや偏見は、やる気がある女性のチャンスを無くしてしまう。生き方が多様化している今こそ、リーダーも多様化し周りも応援する環境を作っていく必要がある」と全員参加によるまちづくりの必要性について強く訴えられました。

講座第1回  
7月29日  
(土)

## テーマ 親子で笑いヨガ～笑顔で楽しい健康法～

講師:はまお みなさん  
(LYG認定笑いヨガティーチャー、  
「福岡ラフターヨガセラピー」主宰者)

笑いヨガとは、ヨガの呼吸法と笑いを誘うエクササイズを組み合わせた健康法です。エクササイズとともに、心と身体のメンテナンスやジェンダーについても、分かりやすく話していただきました。



講座第2回  
8月26日  
(土)

## テーマ あなたの働き方講座～知っておきたい労働知識～

講師:寺山 早苗さん  
(福岡県労働政策審議会委員)

多くの労働問題に携わられている講師をお迎えし、労働に関する知識とトラブルの実情について、詳しく教えていただきました。

講座第3回  
9月13日  
(水)

## テーマ 保護者向けデートDV講座

講師:筑紫人権擁護委員協議会  
男女共同参画問題部会のみなさん

人権擁護委員を講師にお迎えし、低年齢化が進んでいる交際相手からの暴力「デートDV」について、参加型の講座をしていただきました。

講座第4回  
9月30日  
(土)

## テーマ ノルウェーに見る私たちの未来～女性研修の翼 報告会～

講師:下川 京子さん、樋口 けい子さん  
(福岡県女性研修の翼33期生)

福岡県の「女性研修の翼」に参加されたお二人に、ノルウェーの男女共同参画の取組について報告していただきました。

講座第5回  
10月28日  
(土)

## テーマ しなやかなる継続で意識は変わる

講師:那珂川町男女共同参画地域づくり推進委員会  
(座・しゃくなげ)のみなさん

町内で男女共同参画に関する公演を行う講師をお迎えし、性別に関わらず、誰もが自分らしく生きるためのヒントについて、公演していただきました。

## 那珂川町の 「子育て応援宣言企業」を 紹介します

ケースワークさんは、デイサービスやショートステイといった介護サービスを提供されています。代表の工藤さんは、「人を大切にし従業員を育むことは、利用者さんの満足につながる」をモットーに、地域福祉に貢献されています。そんなケースワークさんの取組をご紹介します。

### 有限会社ケースワーク

(事業内容)在宅介護支援事業

訪問介護事業、訪問看護事業 他

(代表)工藤 昭男

(設立)1999年

(場所)大字安徳554番地1

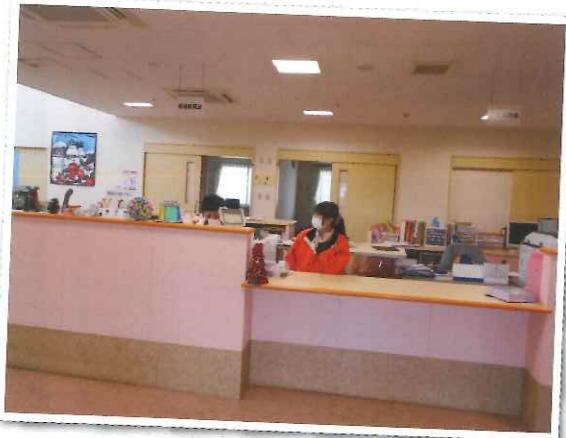
(従業員)42名

(女性30名、男性12名)

(宣言内容)

「事業所内託児室の設置に加えて、始業・就業時刻の繰上げ・繰り下げの制度を認めます」

「社会保険労務士による研修を実施する等、育児休業制度の周知、取得の促進に努めます」



### 環境整備について

福利厚生について教えてもらいました。育児休業制度やフレッシュ休暇、子の看護休暇の導入に加え、従業員が安心して働くことができる環境が整えられていました。また、職場での知識や技術だけではなく、労働の権利や知識についても学習の場を提供され、従業員がお互いを大切にし、協力しあえる場の創造に入れられました。その結果、「従業員同士のコミュニケーションが図られ、利用者さんの満足の向上にもつながっている」と話されていました。

### 働き方への支援について

目をひいたのは従業員の多さです。理由を聞いてみたところ、不慮の場合でも従業員が互いに協力し、カバーしあい、利用者さんへ行き届いたサービスが提供できるようにとの配慮だそうです。また、定年は65歳ですが、継続の意思がある限り1年更新で雇用を行っているそうです。

※従業員数は県の基準の約1.5倍だそうです。



託児室（取材時は昼寝の時間でした）



外には遊具もあります

### 子育て支援について

職場内には託児室が設けられ、保育士さんもいます。対象は就学前の子どもですが、事情がある場合は、小学生でも受け入れをされているそうです。また、従業員の子どもが病気で学校を休むときは、必要に応じ休暇も認められています。



シーズー犬のりゅうちゃん  
スタッフの一員として  
来訪者をお迎えする  
職場のムードメーカー

### 代表コメント

従業員が家庭を大切にし、長く仕事を続けられるように取り組んでいます。その結果、従業員同士が職場内で協力しあう体制もできていると感じています。

利用者のみなさんにぬくもりと安心をお届けできるよう、プロとして資質の向上を日々追求しながら、今後も地域に密着したサービスを提供していきます。

現在は、地域福祉の貢献の場を広げるため、広川町に「サービス付高齢者向け住宅」を建設中です。

### 取材を終えて

まさに、働く人の子育てを応援する最先端の企業でした。今、国が進める「働き方改革」を、それ以前から実践している地元企業に強い感銘を受けました。



### 「子育て応援宣言企業」登録制度とは

- 従業員の仕事と子育ての両立を支援するための具体的な取組を企業・事業所のトップが宣言し、それを県が登録する制度です。
- 那珂川町では、29社が登録しています。
- 登録メリットとして、県の入札参加資格審査の評価点加算などがあります。

# 住民意識アンケート

那珂川町では、住民の皆さまの男女共同参画への意識や考え方を把握し、男女共同参画プランなど本町の施策推進へ結びづけるために、町内の18歳以上の男女を無作為に抽出し「男女共同参画社会づくりに向けての住民意識調査」を実施しました。ここでは、住民意識アンケートの結果をもとに5年前と比較しながら、本町の男女共同参画の現状についてお知らせします。

## 【男は仕事、女は家庭】という考え方について

男女とも約75%が「同感しない」または「どちらかというと同感しない」と回答し、5年前の46%から大幅な意識の変化がうかがえました。しかしながら、29歳以下では女性の48%、男性の37.5%が「同感」または「どちらかといえば同感する」と回答し、他の年代とちがつた結果となっています。

## 【女性が職業を持つこと】という考え方について（表1）

「子どもができたら仕事を中断し、再び持つ方がよい」との回答が52.7%で、「ずっと職業を持っている方が良い」との回答は33.4%でした。年齢別では30歳から39歳では女性が39.2%、男性が44.8%と他の世代と比べ高くなっています。前回も同様の傾向ですが、今回は女性が7.7%減少し、男性は7%増加しています。

## 【家庭における役割分担】という考え方について（表2）

家事や乳幼児の世話など男性が担う機会が増えましたが、依然、女性が圧倒的な負担を強いられていると回答されました。

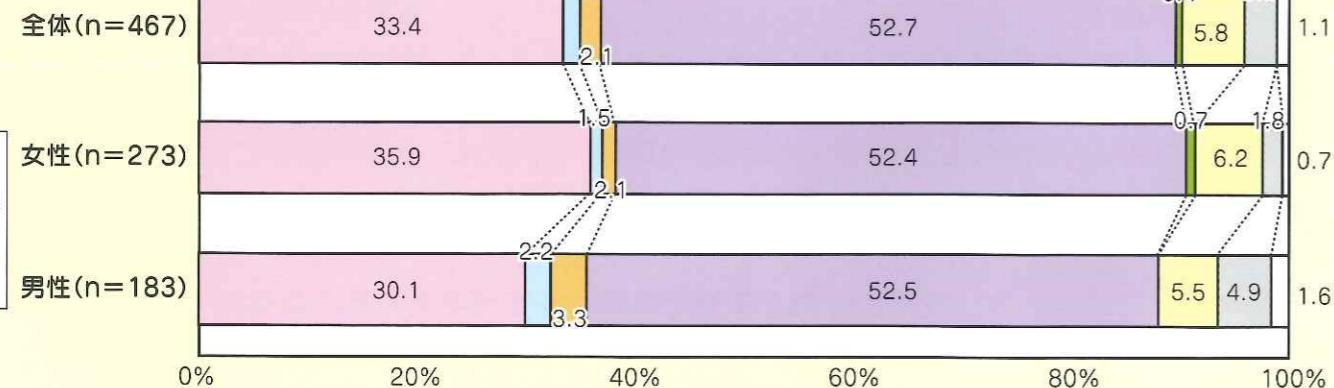
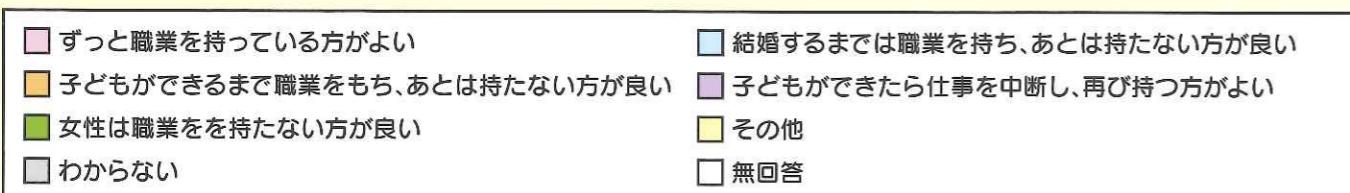


表1 女性が職業を持つこと



表2 家庭における役割分担

## 【各分野における男女の平等意識】という考え方について

学校教育の場ではほとんどの男女が優遇意識に差がないと回答していますが、家庭生活や職場、そのほか全ての項目において、男性が優遇されているという結果がでています。

国では国際婦人年世界会議を期に男女共同参画の施策が推進され、男女が分け隔てなく支えあう社会を目指して、ワークライフバランス実現のため様々な施策を行っています。

那珂川町でも枠割り意識を打ち碎くため、国と歩調を合わせ「男女共同参画プラン」を策定し施策を展開するとともに、男女がともに輝ける社会を実現するために『講演会』や『講座』を実施しています。詳細は、広報紙やホームページに掲載しています。ご参加をお待ちしています。

# 那珂川町男女共同参画審議会

審議会は、「那珂川町男女共同参画推進条例」に基づき、本町における男女共同参画社会の実現のために設置されたものです。

委員は条例に基づき学識経験者、男女共同参画を推進する団体を代表する者、一般公募の町民15名で構成されています。委員の内訳は、男女それぞれの視点から審議ができるように、比率が10分の4を下回ってはいけないと定めています。

2017年度は、「第2次那珂川町男女共同参画プラン」の推進状況の審議に加え、2018年度から後期を迎える本プランの過去を振り返り、「第2次那珂川町男女共同参画プラン後期基本計画」の審議を行っています。

なお、後期基本計画は、4月以降にホームページで公開します。



審議会の様子(活発な審議が行われました)



委嘱状交付式の様子(女性8名、男性7名で構成)

ご存じですか?

## 「JKビジネス」・AV出演強要問題

近年、若年層の女性を狙った性的な暴力が深刻な社会問題となっています

### JKビジネスとは

女子高校生(JK)の性を売り物とする営業のことです。性的なサービスを強要させるなど、未成年への性被害につながっています。

### AV出演強要問題とは

モデルやアイドルへのスカウトや応募をきっかけに、本人の意に反してアダルトビデオへの出演を強要され、性被害を受ける問題です。

- ・性的な行為などの「写真」や「動画」を撮影され、脅された。
- ・契約後に断ろうとしたら、高額な違約金を請求された。
- ⇒抜け出せずに、被害が繰り返される危険性があります。



### ◆被害にあわないために

性被害撲滅のために、国では取締りの強化や相談体制の充実など、様々な取組みを行っています。

内閣府の啓発サイトでは、被害にあわないために知ってほしいことについて、紹介しています。

「その契約、大丈夫?」  
～知っていますか?「AV出演強要問題」～

「そのアルバイト、大丈夫?」  
～知っていますか?「JKビジネス問題」～



内閣府男女共同参画局  
ホームページ

### ◆もし被害にあってしまったら

困っているときは、一人で悩まず相談窓口にご相談ください。

相談窓口は裏表紙に掲載しています。

